

○熊本県 建築基準法許可申請等手数料(抜粋) ※熊本市、八代市、天草市を除く。

2024年8月23日現在

対象法令(建築基準法)	概要	手数料(円) ※N:敷地の数、 n:建築物の数
第7条の6第1項第1号、第2号、 第18条第24項第1号、第2号	仮使用の認定の申請	120,000
第12条第8項その他	建築確認等台帳記載事項証明	400
第42条第1項第5号	道の位置の指定、変更又は廃止の申請	50,000
第43条第2項第1号	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請	27,000
第43条第2項第2号	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請	33,000
第44条第1項第2号	公衆便所等の道路内における建築許可申請	33,000
第44条第1項第3号	道路内における建築認定申請	27,000
第44条第1項第4号	公共用歩廊等の道路内における建築許可申請	160,000
第47条ただし書	壁面線外における建築許可申請	160,000
第48条第1項～第14項ただし書	用途地域等における建築等許可申請	180,000
第48条第16項第1号	用途地域等における建築等の許可を受けた建築物の増築、改築又は移転に係る建築等許可申請	120,000
第48条第16項第2号	用途地域等における日常生活に必要な建築物の建築等に係る建築等許可申請	140,000
第51条ただし書	特殊建築物等敷地許可申請	160,000
第52条第6項第3号	建築物の容積率の特例認定申請	27,000
第52条第10項、第11項、第14項	建築物の容積率の特例許可申請	160,000
第53条第4項	隣地境界線から後退して壁面線の指定がある場合等における建築物の建蔽率の許可申請	160,000
第53条第5項第1号、第2号、第3号	前面道路の境界線から後退して壁面線の指定がある場合等における建築物の建蔽率の許可申請	33,000
第53条第5項第4号	建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工事等を行う建築物の建蔽率の許可申請	160,000
第53条第6項第3号	建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請	33,000
第53条の2第1項第3号、第4号	建築物の敷地面積の許可申請	160,000
第55条第2項	建築物の高さの特例認定申請	27,000
第55条第3項、第4項	建築物の高さの許可申請	160,000
第56条の2第1項ただし書	日影による建築物の高さの特例許可申請	160,000
第57条第1項	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請	27,000
第57条の2第1項	特例容積率適用地区内の建築物の容積率の特例指定申請	敷地の数が2 →78,000円 敷地の数が3以上 →78,000+28,000*(N-2)
第57条の3第1項	特例容積率適用地区内の建築物の容積率の特例指定の取消申請	6,400+12,000*N
第57条の4第1項	特例容積率適用地区内の建築物の高さの最高限度の制限の適用除外に係る許可申請	160,000
第58条第2項	高度地区における建築物の高さの許可申請	160,000
第59条第1項第3号	高度利用地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請	160,000
第59条第4項	高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請	160,000
第59条の2第1項	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率または各部分の高さの特例許可申請	160,000
第67条第3項第2号	特定防災街区整備地区内における建築物の敷地面積の最低限度の適用除外に係る許可申請	160,000
第67条第5項第2号	特定防災街区整備地区内における建築物の壁面の位置の制限の適用除外に係る許可申請	160,000
第67条第9項第2号	特定防災街区整備地区内における建築物の防災都市計画施設に係る間口率の最低限度及び建築物の高さの最低限度の適用除外に係る許可申請	160,000
第68条第1項第2号	景観地区内の建築物の高さの最高限度又は最低限度の制限の適用除外に係る許可申請手数料	160,000
第68条第2項第2号	景観地区内の建築物の壁面の位置の制限の適用除外に係る許可申請手数料	160,000
第68条第3項第2号	景観地区内の建築物の敷地面積の最低限度の制限の適用除外に係る許可申請手数料	160,000
第68条第5項	景観地区内の建築物の各部分の高さの制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000
第68条の3第1項	再開発等促進区等における建築物の容積率、建築物の建ぺい率又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請	27,000
第68条の3第4項	再開発等促進区等における建築物の各部分の高さの許可申請	160,000
第68条の4第1項	地区計画等の区域における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請	27,000
第68条の5の3第2項	地区計画等の区域における建築物の各部分の高さの許可申請	160,000
第68条の5の5第1項、第2項	地区計画等の区域における前面道路の幅員に応じた建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請	27,000
第68条の5の6第1項	地区計画等の区域における建築物の建ぺい率の特例認定申請	27,000
第68条の7第5項	予定道路に係る建築物の容積率の特例許可申請	160,000
第85条第6項	仮設興行場等の建築許可申請	120,000
第85条第7項	国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築許可申請	160,000
第86条第1項	一団地の建築物の特例認定申請手数料	建築物の数が2以下 →78,000 建築物の数が3以上 →78,000+28,000*(n-2)
第86条第2項	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請	建築物の数が1 →78,000 建築物の数が2以上 →78,000+28,000*(n-1)
第86条第3項	敷地内に広い空地を有する一団地の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	建築物の数が2以下 →220,000 建築物の数が3以上 →220,000+28,000*(n-2)
第86条第4項	敷地内に広い空地を有する既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の容積率または各部分の高さの特例許可申請	建築物の数が1 →220,000 建築物の数が2以上 →220,000+28,000*(n-1)
第86条の2第1項	公告認定対象区域における新築又は増築等に係る建築物の認定申請	建築物の数が1 →78,000 建築物の数が2以上 →78,000+28,000*(n-1)
第86条の2第2項	公告認定対象区域における新築又は増築等に係る建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請	建築物の数が1 →220,000 建築物の数が2以上 →220,000+28,000*(n-1)
第86条の2第3項	公告許可対象区域における新築又は増築等に係る建築物の許可申請	建築物の数が1 →220,000 建築物の数が2以上 →220,000+28,000*(n-1)
第86条の5第1項	複数建築物の認定又は許可の取消し申請	6,400+12,000*n
第86条の6第2項	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請	27,000
第86条の8第1項	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限緩和に係る全体計画認定申請既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限緩和に係る特例認定申請	27,000
第86条の8第3項	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限緩和に係る全体計画認定変更申請	27,000
第87条の2第1項	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限緩和に係る全体計画認定申請	27,000
第87条の2第2項	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限緩和に係る全体計画認定変更申請	27,000
第87条の3第6項	興行場等への一時的用途変更許可申請	120,000
第87条の3第7項	特別興行場等への一時的用途変更許可申請	160,000